

八幡市役所本庁舎キッチンカー（フードトラック）設置・運営事業者公募要領

八幡市総務部総務課（以下「総務課」という。）が実施するキッチンカー（フードトラック）設置・運営事業者（以下「出店者」という。）の公募に参加される方は、この公募要領をよく読み、次の各事項を理解した上、必ず現地を確認し、現状等を承知された上で申請してください。

なお、この要領は八幡市役所本庁舎敷地内に設置することを条件に定めるものです。

【事業概要】

- (1) 事業名 八幡市役所本庁舎キッチンカー（フード トラック）設置・運営事業
- (2) 事業内容 出店者は、総務課の指定した場所において、飲食物（酒類を除く）の販売を行うこととする。
- (3) 事業所在 八幡市八幡園内 75 番地 八幡市役所本庁舎敷地内
- (4) 事業設置箇所 別図のとおり
- (5) 貸出面積 キッチンカー 1 台分（4 m × 2 m程度）
- (6) 設置・運営期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
但し、1 週間のうち 3 日を上限とする。
※ 公用又は公共の用に供するため出店不可とする場合がある。
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで（準備、片付けを含む）
なお、開庁日の午前 11 時から午後 1 時までをコアタイムとし、昼食を中心としたメニューの提供を必須とする。
※ 「設置・運営に係る基本条件」による。
- (7) 設置・運営時間 500 円／日 ※ 庁舎外部電源使用の場合

【参加・選定要件】

- (1) 本公募要領、設置・運営に係る基本条件に定める事項を了承した上で、誠実に履行できること。
- (2) 別紙の「行政財産使用許可申請書」をもって、誠実に申込みに参加することができること。
- (3) 八幡市内に住所を有している者又は八幡市商工会に登録のある者であること。
- (4) 保健所の定める営業許可証を有する者で、営業許可証に記載されている営業の種類

が「飲食店営業（自動車）」であること。

- (5) 食品衛生責任者等の資格を有する者であること。
- (6) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者であること。
- (7) 申込者が設置者であること。（異動等正当な理由があった場合はその旨の証明を要する。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する申込に係る契約を締結する能力を有しない破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (9) 本市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (10) 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等に該当するものでないこと。また、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に該当しないこと。
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。

【申請手続き】

(1) 申請書類

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② キッチンカー出店計画書
- ③ 食品衛生管理者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ④ 製造、販売、営業等に関する許可証等の写し
- ⑤ PL保険（生産物賠償責任保険）等の写し
- ⑥ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し（有効期間が記載されているもの）
- ⑦ 移動販売設備（キッチンカー等）の写真、出店状況やナンバープレートが確認できる写真
- ⑧ 出品物一覧表及び出品物の写真

(2) 受付期間

令和8年2月9日（月）～13日（金）16時まで

(3) 提出先及び提出方法

八幡市役所本庁舎5階 総務課窓口に持参すること。

(4) 許可

申請に対し、原則先着順に条件を付したうえで総務課が使用許可手続きを行う。

但し、受付開始から2日間に限り、応募者多数の場合は抽選を行う。

(5) 許可の取消し

- 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがある。
- ①許可物件を市において公用又は公共の用に供する必要があるとき
 - ②出店者が出店資格を喪失したとき又は要領に記載する内容に違反していると判明したとき
 - ③許可物件を第三者に使用させたとき
- なお、使用許可の取消しにより、出店者に損害が生じた場合でも、市は補償しない。

【注意事項】

- (1) 発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置など必要な措置を講じること
- (2) 出店場所が市役所敷地内であることを留意し、来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること
- (3) 庁舎内及び庁舎敷地内の客引き、宣伝は行わないこと
- (4) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること
- (5) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること
- (6) 出店で発生したごみはすべて持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止する。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となりうる機器は使用しないこと
- (8) 荒天等で事故の恐れがある場合等は、出店を中止させる場合がある。
- (9) 敷地内は全面禁煙とする。(加熱式たばこを含む)

【その他】

出店者は、「設置・運営に係る基本条件」で定めたもの以外に生じた事項に関して、事前に変更する理由及び変更する事項を書面により総務課に申請し、その承諾を得ること。